

## 「(仮) 逗子市パートナーシップ宣誓制度の創設について」に関する意見を募集します。

### ●創設経緯

2018年9月に開催された逗子市議会第3回定例会に、同性パートナーシップの公的承認についての陳情が提出され、賛成多数で了承されました。これをきっかけに本市でのパートナーシップ制度導入に向けて、先行自治体の制度について調査・検討を開始しました。

その結果、全国的に導入している自治体が増えてきており、本市としても性別に関わらず誰もがその人権を尊重され、多様性を認めあいながら自由で平等なまちの実現を目指すため、パートナー関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップ宣誓制度を逗子市の内部規程である要綱により導入することとしました。

### ●制度概要

パートナーシップ宣誓制度とは、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行っている、または行うことを約束した二人の者が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことです。

本制度は婚姻制度とは異なり、逗子市の内部規程である要綱により定める制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。性的マイノリティや事実婚カップルの生きづらさや困りごとの軽減、性の多様性の尊重の促進など、誰もが生きやすい逗子市を目指し、制定するものです。

## 下記の案について、広く皆様からの意見を募集します。

### (仮) 逗子市パートナーシップ宣誓制度 (案)

#### ●対象

双方あるいは一方が市内に住所を有し、かつ他の一方が本市への転入を予定している性的マイノリティ及び事実婚の二人です。いずれの場合も一人だけの宣誓はできません。

#### ●手続きの概要

- ①宣誓希望日の5日前までに宣誓日の予約（土日でも宣誓可能）
- ②宣誓日当日に必要な書類の確認、宣誓書への記入、本人確認、二人揃っての宣誓（原則として個室対応）
- ③宣誓証明書発行（即日）

#### ●制度導入による効果

法的な権利や義務の付与はありませんが、制度の導入により差別や偏見の解消、生きづらさや困りごとを軽減し、暮らしやすさの保障に繋がります。

具体的に利用可能な行政サービスとしては、県営住宅への入居申込みができます。現在利用できるサービスを検討しており、制度スタート時に改めてお示しします。（他市の例：市営住宅の申込み、災害見舞金制度等）

民間企業サービスとしては、市内にある各種サービス（不動産や携帯会社等）に対し、法律婚と同じサービスを受けられるよう働きかけを積極的に行っていきます。

また、広域での相互利用が可能になれば、病院での利用（お見舞い、手術の際の同意など）が可能になります。

#### ●相互利用

制度を近隣市町と広域で相互に利用できるよう、協定締結を目指しています。締結した自治体間では、本市から制度導入済み自治体に転出する場合、証明書を返還せずに継続して利用できるようにする、また居住地以外にも様々なサービスが受けられるようになります。

#### ●参考資料

- ・逗子市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱及び様式（案）
- ・事務処理イメージ

## 意見の提出方法

### ●募集期間

令和元年12月2日（月）から令和2年1月6日（月）まで（必着）

### ●閲覧場所

市民協働課、市民交流センター、情報政策課情報公開係、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館、子育て支援センター、福祉会館、市ホームページでも閲覧できます。「逗子 パブコメ」と検索してください。

### ●意見提出方法

任意の様式に「(仮)逗子市パートナーシップ宣誓制度の創設について」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、ファクシミリ・郵送等で、又は直接市民協働課へ提出してください。ホームページのパブリックコメント入力フォームからも回答できます。

### ●その他

皆さまからお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しまして、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

### ●問い合わせ先

逗子市 市民協働部 市民協働課 人権・男女共同参画係

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

T E L : 046-873-1111（内線 268） F A X : 046-873-4520